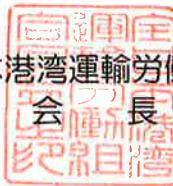


2022年3月10日
全国港湾21発第69号
港運同盟発22-第6号

厚生労働省 職業安定局
局長 田中誠二 殿



全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 柏木公廣



全日本港湾運輸労働組合同盟
会長 日吉正博



港湾政策並びに港湾労働に係る申し入れ書

貴職に於かれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、日頃より港湾運送事業や港湾労働に対しますご理解とご協力に心より感謝申し上げます。

周知の通り、私ども港湾労働組合は、コロナ禍においても港湾産業が、我が国経済と物流を支える産業として、健全に発展し、港湾労働者が安心して働き続けることのできる環境を整えるべく日夜努力しています。

以上の立場から、下記の諸問題について貴意回答を示され協議することを申し入れます。

1. 港湾労働法の順守並びに全港・全職種適用拡大について

- (1) 現行港湾労働法を全港・全職種適用とする法改正を早急に行うこと。
- (2) 労政審港湾労働専門委員会での「報告書」に基づき、現行港湾労働法の改正で以て適用対象を全港・全職種とすべく、早急に港運労使との三者協議を開催すること。
- (3) 港湾労働秩序維持のために、6大港に於いてワッペンの斉一化を行うこと。

2. 港湾倉庫・特定港湾倉庫の指定のあり方について

- (1) 六大港における港湾倉庫については、港頭地域の海荷を取り扱う倉庫・物流施設を全て港湾倉庫に指定すること。(港労法改正を含む)マルチテナント型倉庫に対する港湾倉庫適用についても上記同様に指定を行うこと。尚、港湾倉庫指定に係る基準改定協議会(仮称)を早急に設置し、協議をすること。
- (2) 港湾倉庫・特定港湾倉庫の実態調査委員会(仮称)の設置を図り、実態把握を共有すること。
- (3) 地方港における特定港湾倉庫の指定状況について報告すること。
- (4) 港湾倉庫・特定港湾倉庫で就労する労働者は全て港運事業法でいう許可事業者に雇用された労働者とすること。

3. コンテナターミナルゲート作業の職域について

コンテナターミナルゲート作業を港湾労働者の職域として法的措置（港湾労働の定義改定など）について国交省と連携し講じること。具体的にはコンテナターミナルゲート作業は検数検定・関連労働者・港湾荷役の職域として措置すること。

4. 港湾労働の石綿被災対策について

- (1) 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金制度の改正を踏まえ、港湾労働石綿被災補償制度の確立について国策として救済基金(仮称)の制度の創設すること。
- (2) 上記(1)をテーマとして、四者協議を直ちに設置し、再開すること。
- (3) 港湾施設における石綿対策調査実施と曝露防止策の再検証については、引き続き組合との協議を開催し、課題の整理を行うこと。

5. 港湾の通過貨物対策について

近年、海上コンテナ輸送は、コンテナ対策・地球温暖化対策などにより内陸地でのインランドデポやコンテナラウンドユース事業が拡大し続けています。

このことは、港湾労働者の職域・業域を奪うものであり、社会悪物資を水際での排除を担ってきた港湾運送事業者を否定するものです。

よって、関係省庁を含めた港湾機能対策会議（仮称）を設置し、必要な施策の改善及び法整備を行うこと。

6. ILO（国際労働機関）条約・勧告批准について

ILO第137号条約（港湾における新しい荷役方法の社会的影响に関する条約）を批准すること。また、これら条約を補足する各勧告（第145・160号）についても同様の措置を講じること。

7. 新型コロナウィルスについて、港湾労働者の安全・安心が担保しうる措置を講じること。

- (1) 外貿船（革新船・在来船）における本船荷役の際、感染予防を期すべく本船荷役に携わる全ての港湾労働者に対し「安全マニュアル」について労使三者で以て早急に策定すること。
- (2) 本船荷役に携わる全ての港湾労働者に対し、医療機関による感染検査を常時行える措置を講じると。また、港湾労働者が感染した恐れがある場合に感染拡大防止の観点から当該者以外の全の港湾労働者にもPCR検査を受診できるように国策として講じること。尚、費用については国庫負担とすること。
- (3) 港湾労働者はエッセンシャルワーカーとしての社会生活維持のために従事していることを鑑み、全ての港湾労働者に対してPCR検査の徹底並びにコロナウィルスに対するワクチンを優先的に予防接種できるよう貴省として体制を整えること。

8. 港湾労働者の安全が担保できるよう措置を講ずること。

すべての在来船のクレーン搭載船（揚貨装置）について、国内を寄港する本船は船社責任の基に安全点検実施を徹底させるように図ること。

9. 老朽化石炭火力発電所の削減政策（経産省）に伴い、港湾労働者の雇用・職域が失うことについて国策として安定的措置を講じること。

10. 国際バルク戦略港湾政策に伴い、港湾労働者の雇用（近隣港を含む）が既に失われている実態が広がっていることに鑑み、港湾労働者の雇用安定を図る貴省として、その実態把握を早急に図り対策を講じること。

以 上